

## 兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画改定業務 特記仕様書

### 1. 適用

本仕様書は、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画改定業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

なお、本業務内容について疑義が生じた場合には速やかに兵庫県（以下「県」という。）の本業務を担当する監督員と協議するものとする。

本業務はこの特記仕様書及び「土木設計業務等委託必携（最新版）」に従い遂行すること。

### 2. 委託概要

- (1) 業 務 名 兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画改定業務
- (2) 箇 所 兵庫県神戸市 ほか
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和7年3月25日まで（2ヶ年にわたる業務のため、期間延伸予定）

### 3. 目的

人口減少・少子高齢化の加速や災害リスクの高まりなど社会情勢が変化する中、都市公園の整備・管理運営においては、脱炭素等の自然環境問題や施設の老朽化などに対応した公園整備・管理運営について、多方面からの検討が求められている。

また、平成28年度に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」が目標年次を迎えることから、県立都市公園の現状や課題について整理し、その結果を踏まえ本計画を改定する。

### 4. 業務内容

#### 4-1. 業務計画・作業の準備

本特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の内容、使用する主な図書及び規準、連絡体制（緊急時含む）等の事項を示した業務計画書を作成する。

#### 4-2. 現状把握

末尾に示す上位計画・関連計画の整理を行い、社会情勢の変化や都市公園を取り巻く状況の把握を行う。

また、県立都市公園に対するニーズの変化を把握するためのアンケート調査や各公園の取組状況・利用実態の把握、公園管理者等へのヒアリング等を行い、各公園の現状を把握する。

#### 4-3. 現行計画のフォローアップ

現行計画における各目標の達成度評価を行い、課題を抽出する。

また、達成度評価・現状把握を基に、達成できている項目/できていない項目の原因を検証し、改定案の作成に向け整理する。

#### 4-4. 改定案の作成

県立都市公園をとりまく現状や課題を整理し、県立都市公園が目指す将来像・方向性及び評価指標を検討し、改定案を作成する。

改定案の作成にあたっては下記内容を踏まえること。

- ・ 県立都市公園あり方検討会の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営基本方針
- ・ 明石公園の未来ミーティング、赤穂海浜公園のうみの会議等、各公園で議論されている内容
- ・ 官民連携の強化
- ・ 施設の老朽化、長寿命化、各公園のリノベーション計画
- ・ 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上
- ・ 住民やNPO法人等多様な担い手との協働
- ・ 広報の強化手法の検討
- ・ 公園管理者の自主財源確保の検討
- ・ コーディネーター等の人材育成・確保の検討
- ・ 改正都市緑地法の内容
- ・ その他、これからの県立都市公園に必要なと考えられること

#### 4-5. 計画策定委員会の運営支援（想定4回）

委員への説明資料の作成、議事録の作成などの運営支援を行う。

第1回：概要説明、現状把握（アンケート調査）の検討、方向性確認

第2回：課題抽出結果、達成度評価の報告、テーマ・基本方針の加除

第3回：素案（パブコメ案）検討

第4回：最終案検討

#### 4-6. 報告書の作成

検討結果や作成した各種資料について報告書としてとりまとめる。

### 5. 打合せ

#### 打合せ・協議（想定5回）

本業務着手時、中間（3回）、本業務最終納品時等、必要と想定されるときに業務打合せを行い、その記録を行う。なお、業務の実施にあたり、設計協議は適宜追加するが設計変更の対象としない。

## 6. 成果品

改定計画本編（A 4 版）及び計画概要版（A 3 版、横型、横書き、1～2 枚程度）で構成する。

報告書 2 部（A 4 版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）及び電子媒体 2 部  
電子媒体は PDF ファイル及び word、Excel、PowerPoint 等の作成データとする。

## 7. 管理技術者

管理技術者は、業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門のうち都市及び地方計画）、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。（都市計画及び地方計画、造園））、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

また、国・地方公共団体の都市公園に係るマスタープラン等の基本的な計画策定・改定業務の実績を有することが望ましい。

## 8. 照査技術者

照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門のうち都市及び地方計画）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは RCCM（都市計画及び地方計画、造園）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

## 9. 担当技術者

担当技術者は、業務の履行にあたり、国・地方公共団体の都市公園に係るマスタープラン等の基本的な計画策定・改定業務の実績を有することが望ましい。

## 10. その他

貸与資料等必要なものがあれば、監督員と協議すること。

本仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じたときは、監督員と協議の上、その指示に従うこと。

### 【参考資料】

<上位計画>

- ・ひょうごビジョン2050
- ・兵庫県地域創生戦略
- ・ひょうご花緑創造プラン

<下位計画>

- ・各公園リノベーション計画

<関連資料>

- ・都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言
- ・「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理委運営方針
- ・地域防災計画
- ・まちづくり基本方針